

南風原やまびこ保育園 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人やまびこ福祉会
事業者の所在地	沖縄県島尻郡南風原町字宮平 496 番地 9
事業者の電話番号・FAX	TEL 098-889-1536 FAX 098-851-3610
代表者氏名	理事長 赤嶺 茂
定款の目的に定めた事業	第二種社会福祉事業 ・ 保育所の経営

2 施設の概要

名称	南風原やまびこ保育園				
所在地	沖縄県島尻郡南風原町字宮平 496 番地 9				
電話番号・FAX	TEL 098-889-1536 FAX 098-851-3610				
施設長氏名	園長 赤嶺 加代子				
開設年月日	平成30年7月1日				
利用定員（年齢別）	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児
	9人	9人	12人	15人	15人
取扱う保育事業	乳児保育、延長保育、障がい児保育				
事業所番号	4735051000229				

3 施設の概要

施設設備 (部屋数)	乳児室・ほふく室 (0歳児・1歳児)	2室
	保育室 (2歳児・3歳児・4歳児)	3室
	調理室	1室
	調乳室	1室
	幼児用トイレ	4室
	事務室・医務室	1室
	屋外遊戯場	1箇所

4 施設の目的、運営方針

目 的	<p>南風原やまびこ保育園は、保育を必要とする小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な保育・教育を提供することを目的とする。</p>
運 営 方 針	<p>当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成 29 年告示）及び全体的計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当園は、良質な水準かつ適切な内容の保育・教育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。 ・ 当園は、保育・教育の提供にあたっては、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って保育・教育を提供するよう努める。 ・ 当園は、利用子どもの属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、沖縄県、南風原町、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

5 職員体制

施 設 長	1 人 （資格：保育士資格）
保 育 士	16 人 （うちパート 2 人）
保 育 補 助	1 人
調 理 員（栄養士除く）	3 人
用 務 ・ 事 務 員	1 人

6 保育・教育を提供する日

開 園 日	月曜日から土曜日まで
休 園 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日曜日 ・ 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日） ・ 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日 ・ 慰霊の日(6 月 23 日)

7 保育・教育を提供する時間

(1) 開所時間

月曜日から金曜日	午前 7 時 00 分から午後 7 時 00 分まで
土曜日	午前 7 時 00 分から午後 6 時 00 分まで

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11 時間）

月曜日から金曜日の保育時間（11 時間）	午前 7 時 00 分から午後 6 時 00 分まで
土曜日の保育時間（11 時間）	午前 7 時 00 分から午後 6 時 00 分まで
延長保育時間	午後 6 時 00 分から午後 7 時 00 分まで （月曜日～金曜日） やむを得ない理由により保育が必要な場合は、開所時間内の範囲内で、延長保育を提供する。

※延長保育は、保育時間の範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合に利用いただくものです。（別途、利用者負担金が必要となります。）

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8 時間）

月曜日から金曜日の保育時間（8 時間）	午前 8 時 00 分から午後 4 時 00 分まで 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
---------------------	--

8 利用料金

利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料 （3 歳児以上無償化）
給食費 （3 歳児以上）	月額 6,000 円（主食費 1,500 円/副食費 4,500 円） ※口座振替手数料 110 円加算 ※今後の経済動向や物価変動等により、給食費の増額もありえます
延長保育料	30 分あたり 150 円
その他、定める料金	個人の所有物となる教材 実費 （おたより帳、クレヨン、カラー帽、オリジナル T シャツ、スナップ写真・修了写真代等）
	3～4 歳児の園外保育に係る交通費 実費
	父母の会活動費（父母の会発足後） 年額 1,000 円

9 提供する保育・教育の内容

当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体的計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 年間行事

入園式・進級式、年齢別保育参観(参加)、夕涼み会、うんどう会、おまねき敬老会
遠足、クリスマス会、節分豆まき、発表会、交通安全指導、お別れ会、卒園式

(3) 特別活動

音楽リズム・・・音楽を使って想像力や表現力を養い、心と身体の調和を図る。
英語遊び・・・手遊びや歌を通して、外国語に親しむ。

(4) 定例活動

お弁当会、身体測定、避難訓練、誕生会、内科検診、歯科検診

10 登園・降園について

(1) 登園にあたっては、次の点に留意してください。

- | | | |
|--------------|-----|---|
| ① 登園時間 | ・・・ | 9時までに登園して下さい。 |
| ② 欠席、又は遅れる場合 | ・・・ | 当日に欠席する場合又は、遅れる場合は、電話にて連絡ください。 |
| ③ 毎朝の検温 | ・・・ | お子様の体調を知るため、毎朝ご家庭で検温し、連絡帳でお知らせください。登園前の機嫌の良し悪し、食欲、排便等いつもと異なっていないか確認ください。 |
| ④ 発熱の場合 | ・・・ | 体温が概ね37.5度以上の場合、登園を控えてください。又、登園後、概ね38.0度を超えた場合、お迎えに来ていただく連絡をします。 |
| ⑤ 感染症 | ・・・ | ・麻疹、水痘、インフルエンザ等学校保健法で指定の感染症の場合、登園停止期間を経過してから、医師に登園に関する意見書を記入してもらってから登園して下さい。
・嘔吐や下痢がある場合、2回までは要観察ですが3回続いたときは保護者へ連絡致します。また、機嫌が悪るかったり怠さがあり、普段と様子が違う場合は3回を待たずに連絡致します。 |
| ⑥ 与薬 | ・・・ | 昼食時の与薬が必要な場合、医師の処方した薬に限り、お薬依頼書と一緒に保育士に手渡ししてください。 |
| ⑦ 喫煙 | ・・・ | 当園の敷地内はすべて禁煙です。 |

(2) 降園にあたっては、次の点に留意してください。

- ・お迎えの方が通常と変わる場合は、事前に連絡ください。
- ・お迎えが遅くなる場合は、事前に連絡ください。

11 入園児にご用意いただくもの

- ・住所や保護者の緊急連絡先を確認するもの(児童調査票)
- ・児童の健康や体調を確認するもの(健康調査票)
- ・お昼寝セット など

12 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

当園では、子どもに対して、設置基準条例に規定する利用開始時の健康診断及び少なくとも年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施する。

(2) 健康管理、病気のときの対応

- 例) ・体温測定
 - ・発熱時の対応
 - ・「登園届」について
 - ・園での与薬 など
- ※別紙 園のしおりをご確認ください。

13 利用の開始、終了に関する事項

利用の開始	当園は、南風原町が行った利用調整により当園の利用が決定され、かつ、保育の実施について南風原町から委託を受けたときは、これに応じます。
利用の終了	園児が次のいずれかに該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。 (1) 「子ども・子育て支援法」第19条第1項第2号及び第3号に該当しなくなり、南風原町による当該園児に係る支給認定の効力が失われたとき。 (2) 保護者から当園の利用について取消しの申出があったとき。 (3) 南風原町が当該園児の利用継続について不可能であると認めたとき。 (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

14 嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	医療法人信和会 沖縄第一病院
理事長名	理事長 宮城 信雄
所在地	島尻郡南風原町字兼城 642-1
電話番号	098-888-1151

15 嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	はえばる歯科医院
院長名	院長 与儀 昌幸
所在地	島尻郡南風原町字照屋 368 サンキャッスル 102
電話番号	098-889-8788

16 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

17 保険に関する事項

以下の保険に加入しています。

保険会社	日本保育協会（保育園総合保険制度）
保険の内容	・ 保育園賠償責任 ・ 保育園児等障害保険

18 虐待防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、また虐待の周知の為以下の措置を講じています。

- ①年に1回職員に対して虐待防止の研修を実施
- ②虐待防止マニュアルの作成・運用

19 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名 主任保育士 宮城 淳子 電話番号 098-889-1536
相談・苦情解決責任者	氏名 園長 赤嶺 加代子 電話番号 098-889-1536
第三者委員	又吉 栄作、 與那嶺 修

受付方法：例）面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。
正門の入り口付近にご意見箱を設置しています。

20 その他

園のしおりに準じる（園のしおりもご確認ください。）